

ゆうせい共済

① 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792

※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。

埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター

〇〇担当 あて

※各手続を迅速に行うため、必ずそれぞれの
記事の右下にある担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

② 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL **0120-97-8484**

受付時間:午前9時～午後6時

〔土、日、祝日および年末年始(12/29～1/3)〕除く

※電話番号はお間違えのないようにお願いします。

③ ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容や手続の詳細確認のほか、
申請様式の取得にご利用ください。

各種送金スケジュール更新のお知らせ

令和2年度の送金スケジュールを更新しました。

①短期給付金 ②貸付金 ③検診等助成を申請予定の方
は、事前にホームページでご確認ください。

※ゴールデンウィーク、年末年始の前後は、**通常の送金
サイクルと異なります**のでご注意ください。

Contents

●令和2年度の「特定健康診査受診券」を送付します	2
●介護掛金率の改定	2
●日本国内に住民票がない被扶養者の 認定取消しについて	3
●就職・別居等に伴う被扶養者の 認定取消手続を忘れずに	3
●限度額適用認定証は必ず返納してください!	3
●住宅貸付の貸付金利率引下げ	4
●年金の受給権発生後に 共済組合へ再加入した方へ	4

令和2年度の「特定健康診査受診券」を送付します

①と②の両方を満たす方に「特定健康診査受診券」を送付します。

① 令和2年4月1日現在 被扶養者又は任意継続組合員の資格がある

② 令和2年度中に満40歳～74歳に達する ※ 75歳に達する方は誕生日の前日まで受診可。

＜送付日＞ 令和2年6月上旬から7月上旬 ＜送付先＞ 組合員本人の自宅住所宛て

◆よくあるご要望（送付日、送付先）

もっと早く送付してほしい! ⇒ 申請により、令和2年6月上旬より前に送付できます。

申請書類	申請期限
「特定健康診査受診券 新規交付・再交付 申請書」 ※5月1日以降の申請は一括送付分との二重送付になるため、原則、受付できません。	令和2年4月30日（木）必着

被扶養者の自宅宛てに直接送ってほしい! ⇒ 申請により、送付先を変更できます。

申請書類	申請期限
「特定健康診査受診券 送付先変更届」	令和2年4月30日（木）必着

◆特定健康診査とは？

生活習慣病のリスクを早い段階で見つけるための健康診断です。

特定健診のメリット

- 毎年受けると経年変化が分かり、健康管理に役立ちます!
- 病気の予防が期待できます!
- 病気の予防ができれば、医療費が減らせます!



受診券を使うと
8,000円程度かかる
健診費が無料になるぞう!



- ① 特定健診は年度内1回に限り助成します。2回以上受診した場合には、2回目以降のかかった費用を全額返納していただきます。
- ② 共済組合の資格を喪失した後に特定健診を受診した場合は、後日その費用を全額返納していただきます（遡って資格を喪失した場合でも同様です）。

〈助成担当〉

介護掛金率の改定

令和2年4月から介護掛金率を次のとおり改定します。

	変更前 令和2年3月まで	変更後 令和2年4月から	引き上げ幅
介護掛金率	0.829%	0.869%	0.040%

※ 介護掛金（標準報酬×介護掛金率）は40歳以上65歳未満の組合員が納付対象です。

〈標準報酬・任継担当〉

【重要】日本国内に住民票がない被扶養者の認定取消しについて

法改正により令和2年4月1日から被扶養者の要件として、新たに国内居住の要件が追加され、**日本国内に住所を有する（日本に住民票がある）**ことが必須要件となりました。現在、認定中の被扶養者で、日本国内に住民票がない方は認定取消となります。詳しい内容等については、同封の案内をご覧ください。

〈被扶養者担当〉

就職・別居等に伴う被扶養者の認定取消手続を忘れずに

被扶養者として認定されている方が、就職や別居等により、被扶養者の要件を欠いた（扶養しなくなった）場合は、速やかに共済組合へ届け出てください。

- 就職※した ※ 日本郵政グループ各社に就職した場合も手続が必要です
 - パート・アルバイト先で社会保険に加入した（他の健保等の保険証が交付された）
 - 別居し、組合員が被扶養者の生活費を負担しなくなった
 - 雇用保険（失業給付）、傷病手当金等を受給し始めた
 - 結婚、離婚により、組合員が扶養しなくなった 等
- 手続の際は、被扶養者の要件を欠いた理由及び年月日が確認できる資料の提出が必要です。

手続方法

次の書類等を用意して、共済センター（被扶養者担当）へ送付してください。（住所は表紙を参照）

- **【取消用】被扶養者申告書**
- **被扶養者の要件を欠いた理由及び年月日が確認できる資料**
- **被扶養者証（保険証）**
- **組合員証等返納票兼亡失届**
- **国民年金第3号被保険者関係届**（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の場合に限る）

下線がついた各種様式はホームページからダウンロードできます。
郵送をご希望の場合は、コールセンターまでご連絡ください。

〈被扶養者担当〉

限度額適用認定証は必ず返納してください！

限度額適用認定証の交付を受けた方が**次の①～④のいずれかに該当する場合は、必ず共済組合へ返納してください（注）。**

なお、保険証等の返納は、法令※で義務付けられています。

※ 国家公務員共済組合法施行規則第105条の7の2

- ① 有効期限切れ又は入院期間が短縮された等により、使用しなくなったとき
- ② 組合員資格を喪失したとき
- ③ 限度額適用認定証の交付を受けている被扶養者の認定が取り消されたとき
- ④ 適用区分の変更等により、新証が交付されたとき



また、廃棄等により手元にない場合は、「組合員証等返納票兼亡失届」に「亡失」と記入の上、提出してください。

（注）「限度額適用認定証」以外にも、紙の証（特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証等）が交付されている場合は、必ず同封して共済組合へ返納してください。

〈被扶養者担当〉

住宅貸付の貸付金利率引下げ

令和2年4月1日以降の送金分から、下表のとおり貸付金利率が引き下がります。



令和2年3月31日以前に受けた貸付の利率は変わりません。
また、共済貸付による借り換えはできませんので、ご承知おきください。

種 類	貸付利率		
	変更前 令和2年3月送金分まで	変更後 令和2年4月送金分から	引下げ幅
一般住宅貸付	1.42%	1.27%	▲0.15%
特別住宅貸付			

〈貸付担当〉

年金の受給権発生後に共済組合へ再加入した方へ

再度、日本郵政グループの共済組合員となった方で、下記の要件に該当する方は「再就職届」の提出が必要です。

◎ 提出対象者

年金の受給権者の方で、退職後1日以上の間を空けて、**高齢再雇用フルタイム勤務社員**として再就職された方（退職日から引き続いて再就職された方は除く）。



■ 次の方は提出の必要はありません!

- 年金の受給権発生前の方
- 高齢再雇用短時間勤務社員、エキスパート社員、月給制契約社員、時給制契約社員として再就職された方

※ 障害共済年金等を受給されている方が、一度退職した後、再び日本郵政グループの正社員又は高齢再雇用フルタイム勤務社員として勤務した場合も「再就職届」の提出が必要です。

提出書類

◎再就職届

ホームページからダウンロードできます。
※ 郵送をご希望の場合はコールセンターまで

提出先

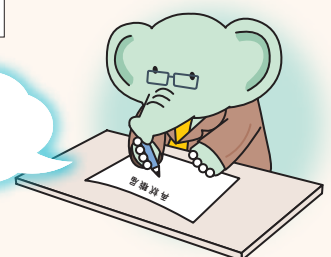
日本郵政共済組合
共済センター 年金担当
(住所は表紙を参照)



「再就職届」の提出が遅れると…

- 年金の過払い分の返納額が膨らむ
 - 新たな年金加入記録が登録されない 等
- の不利益となる恐れがありますので、速やかにご提出ください。

年金受給権者だから
忘れずに提出するぞう!



〈年金担当〉